

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日、  
が休日、  
の翌日)

## 規 則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第四十一号

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則(昭和六十二年四月鳥取県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表第二号中「七〇、〇〇〇円」を「八〇、〇〇〇円」に改め、同表第三号中「二〇〇、〇〇〇円」を「二二〇、〇〇〇円」に改める。別表第一第三号中「二、四〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同表第四号中「三、三〇〇円」を「四、七〇〇円」に改め、同表第五号中「三、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改め、同表第六号及び第七号中「五、五〇〇円」を「六、六〇〇円」に改め、同表第八号及び第九号中「八、一〇〇円」を「九、九〇〇円」に改め、同表第十号及び第十一号中「一〇、四〇〇円」を「一三、二〇〇円」に改め、同表第十二号及び第十三号中「一二、四〇〇円」を「一六、一〇〇円」に改め、同表第十四号及び第十五号中「一四、五〇〇円」を「一八、九〇〇円」に改め、同表第十六号及び第十七号中「

## 目 次

### ◇規 則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)

### ◇告 示

町の区域の新設等(地方課)

字の区域の変更等(〃)

シルバービジネス実態調査実施要領(高齢者対策課)

青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

土地改良事業の認可(農村整備課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

保安林の指定の解除予定(四件)(造林課)

土地収用法による土地の立入り(二件)(管理課)

土地区画整理法による換地処分(都市計画課)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

### ◇地 方 委 員 会 告 示

地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閏歴等

### ◇公 告

狩猟免許試験の実施(造林課)  
砂利採取業務主任者試験の実施(河川課)

一五、八〇〇円を「二〇、四〇〇円」に改め、同表第十八号中「一七、六〇〇円」を「二二、一〇〇円」に改め、同表第十九号中「一九、四〇〇円」を「二三、八〇〇円」に改め、同表第二十号中「二一、三〇〇円」を「二五、八〇〇円」に改め、同表第二十一号中「二三、二〇〇円」を「二七、八〇〇円」に改め、同表第二十二号中「二五、五〇〇円」を「二九、九〇〇円」に改め、同表第二十三号中「二七、八〇〇円」を「三一、三〇〇円」に改め、同表第二十四号中「三〇、一〇〇円」を「三四、六〇〇円」に改め、同表第二十五号中「三二、四〇〇円」を「三六、九〇〇円」に改め、同表第二十六号中「三四、七〇〇円」を「三九、二〇〇円」に改め、同表第二十七号中「三六、四〇〇円」を「四一、二〇〇円」に改め、同表第二十八号中「三八、八〇〇円」を「四三、八〇〇円」に改め、同表第二十九号中「四一、三〇〇円」を「四六、三〇〇円」に改め、同表第三十号中「四三、八〇〇円」を「四八、九〇〇円」に改め、同表第三十一号中「四五、一〇〇円」を「四九、五〇〇円」に改め、同表第三十二号中「四八、四〇〇円」を「五二、八〇〇円」に改め、同表第三十三号中「五一、七〇〇円」を「五六、一〇〇円」に改め、同表第三十四号中「五五、八〇〇円」を「六〇、九〇〇円」に改め、同表第三十五号中「五九、八〇〇円」を「六四、九〇〇円」に改め、同表第三十六号中「六三、九〇〇円」を「六九、〇〇〇円」に改め、同表第三十七号中「六七、九〇〇円」を「七三、〇〇〇円」に改め、同表第三十八号中「六七、九〇〇円」を「七三、〇〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和六十二年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の

規定は、この規則の施行の日以後に行う施設入所等の措置に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設入所等の措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第五百四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町の区域を新設し、町及び字の区域を変更し、及び字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設、町及び字の区域の変更及び字の区域の廃止は、昭和六十二年七月一日からその効力を生ずる。

昭和六十二年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町 の名称	同上の区域（昭和六十一年七月一日現在の地番による。）
皆生新田一丁目	皆生字ウドロ七九五の二、七九六の二、七九七、七九八、七九九の一から七九九の三まで及びこれらと一体をなす国有地 皆生字小バイ八〇〇の一の一部、八〇四の二の一部、八〇

皆生新田二丁目

五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地  
 皆生字沖雁座一二二の二の一部、一二二の四の一部、  
 一二二の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに  
 一二四の二と一体をなす国有地の一部  
 皆生字温泉一四七三の三、一四七三の四、一四七四の二、  
 一四七六の三、一四七七の三、一四七八の二  
 皆生字ウダ口沖のうち一四七九の一、一四七九の二、一四  
 八〇の一、一四八〇の二、一四八一の一、一四八一の二、  
 一四八二の一、一四八二の二、一四八三、一四八四の一、  
 一四八四の三、一四八五の一、一四八五の二、一四八五の  
 五、一四八七の一、一四八七の四、一四八八の一の一部、  
 一四八八の二の一部、一四八八の三、一四八八の四の一部、  
 一四八八の五、一四八八の六の一部、一四八九の一の一部、  
 一四八九の二、一四九〇の一の一部、一四九〇の二、一四  
 九〇の三の一部、一四九〇の五から一四九〇の七までの一  
 部、一五二〇の一の一部、一五二〇の二、一五二〇の三の  
 一部、一五二一の一の一部、一五二一の二、一五二五の一  
 の一部、一五二五の二の一部、一五二五の三、一五二五の  
 四、一五二六の一の一部、一五二六の二の一部、一五三二  
 の二、一五三三の一、一五三三の二、一五三四の一及びこ  
 れらと一体をなす国有地以外の区域  
 皆生字砂池沖の全域  
 皆生字北砂池一五八四の二から一五八四の三まで、一五八  
 五の二から一五八五の三まで、一五八六の二から一五八六  
 の七まで、一五八七の二から一五八七の四まで、一五八八  
 の一、一五八八の二、一五八九の二から一五八九の四まで、  
 一五九〇の二、一五九三の三、一五九三の四、一五九七の  
 二、一五九八の二、一五九九の二、一六〇〇の二、一六〇  
 一の一、一六〇二の一、一六一七の一、一六一七の三、一  
 六一七の五及びこれらと一体をなす国有地  
 皆生字小バイ八〇〇の一の一部、八〇〇の二、八〇〇の三、  
 八〇一の二から八〇一の三まで、八〇二の三、八〇二の四、  
 八〇三の二、八〇四の二の一部、八〇五の二の一部及びこ

れらと一体をなす国有地  
 皆生字上野浪新田の全域  
 皆生字中野浪新田のうち八六四の一、八六四の二、八六四  
 の八、八六四の一八の一部、八六四の一九から八六四の二  
 一まで、八六四の二二の一部、八六五の一、八六六の一、  
 八六六の二、八六七の一、八六七の四から八六七の七まで、  
 八六八の四から八六八の六まで、八六九の一、八六九の三  
 及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  
 皆生字沖池口九八二の一の一部、九九三の四の一部、一〇  
 〇の一の一部、一〇〇四から一〇〇六まで、一〇〇七の一部、  
 一〇〇八、一〇〇九、一〇一〇の一から一〇一〇の四まで、  
 一〇一一、一〇一二の二の一部、一〇一三の一の一部、一  
 〇一三の二の一部、一〇一五の一の一部、一〇一六の一の  
 一部、一〇一七の一、一〇一七の二、一〇一八の一及びこ  
 れらと一体をなす国有地  
 皆生字池口の全域  
 皆生字沖河端のうち一一一三の一、一一一四の一、一一  
 四の二、一一二二の一及びこれらと一体をなす国有地以外  
 の区域  
 皆生字東雁座のうち一一二三の二から一一二三の三まで、  
 一一二五の一、一一二六の一、一一二五の三、一一五八の  
 一、一一五八の四、一一五九の三、一一五九の四、一一六  
 五の一、一一六六、一一六七の二、一一六七の三及びこれ  
 らと一体をなす国有地以外の区域  
 皆生字西雁座のうち一六八の二から一六八の三まで、  
 一六九の一から一六九の三まで、一六九の五、一一  
 七〇の一、一一七〇の二、一一七〇の四、一一七一の一、  
 一一七一の三、一一七二の一、一一七二の三、一一七三の  
 一、一一七三の二、一一七四の一、一一七四の二、一一七  
 五の一、一一七五の二、一一七六の二から一一七六の三ま  
 で、一一七七の一、一一七七の二、一一七八の一、一一七  
 九の三、一一八〇の二、一一八〇の三、一一八一の三、一  
 一八二の三、一一八三の三及びこれらと一体をなす国有地

<p>以外の区域 皆生字沖雁座のうち一二二一の三の一部、一二二一の四の一部、一二二一の五、一二二一の六の一部以外の区域 皆生字藤九郎新田のうち一二五一の四の一部、一二五二の一部、一二五三の一部、一二五三の一、一二五四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 皆生字ウド口沖一四八八の一の一部、一四八八の二の一部、一四八九の一の一部、一四八九の二の一部、一四九〇の一の一部、一四九〇の二、一四九〇の三の一部、一四九〇の五から一四九〇の七までの一部、一五二〇の一の一部、一五二〇の二、一五二〇の三の一部、一五二一の一の一部、一五二一の二、一五二五の一の一部、一五二五の二の一部、一五二五の三、一五二五の四、一五二六の一の一部、一五二六の二の一部</p>	<p>皆生字新田三丁目</p>
<p>皆生字中野浪新田八六四の一、八六四の二、八六四の八、八六四の一八の一部、八六四の一九から八六四の二二まで、八六四の二二の一部、八六五の一、八六六の一、八六六の二、八六七の一、八六七の四から八六七の七まで、八六八の四から八六八の六まで、八六九の一、八六九の三及びこれらと一体をなす国有地 皆生字下野浪新田の全域 皆生字灘端野浪新田のうち九一五の一、九一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 皆生字西灘端野浪新田のうち九一六の一、九一六の二、九一六の六の一部及び九二〇の二、九二五の一、九二六、九二八の一、九二八の四から九二八の六までと一体をなす国有地の一部以外の区域 皆生字池口沖の全域 皆生字沖池口のうち九八二の一の一部、九九三の四の一部、一〇〇一の一部、一〇〇四から一〇〇六まで、一〇〇七の一部、一〇〇八、一〇〇九、一〇一〇の二から一〇一〇の四まで、一〇一一、一〇一二の二の一部、一〇一三の一部、一〇一三の二の一部、一〇一五の一部、一〇一五の二の一部、一〇一五の三の一部、一〇一五の四の一部</p>	<p>皆生字中野浪新田八六四の一、八六四の二、八六四の八、八六四の一八の一部、八六四の一九から八六四の二二まで、八六四の二二の一部、八六五の一、八六六の一、八六六の二、八六七の一、八六七の四から八六七の七まで、八六八の四から八六八の六まで、八六九の一、八六九の三及びこれらと一体をなす国有地 皆生字下野浪新田の全域 皆生字灘端野浪新田のうち九一五の一、九一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 皆生字西灘端野浪新田のうち九一六の一、九一六の二、九一六の六の一部及び九二〇の二、九二五の一、九二六、九二八の一、九二八の四から九二八の六までと一体をなす国有地の一部以外の区域 皆生字池口沖の全域 皆生字沖池口のうち九八二の一の一部、九九三の四の一部、一〇〇一の一部、一〇〇四から一〇〇六まで、一〇〇七の一部、一〇〇八、一〇〇九、一〇一〇の二から一〇一〇の四まで、一〇一一、一〇一二の二の一部、一〇一三の一部、一〇一三の二の一部、一〇一五の一部、一〇一五の二の一部、一〇一五の三の一部、一〇一五の四の一部</p>

<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>町</p>	<p>字</p>	<p>皆生字 ウド口</p>
			<p>六の一の一部、一〇一七の一、一〇一七の二、一〇一八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 皆生字沖雁座一二二一の三の一部、一二二一の四の一部、一二二一の五、一二二一の六の一部 皆生字藤九郎新田一二五一の四の一部、一二五二の一部、一二五三の一部、一二五三の一、一二五四の三及びこれらと一体をなす国有地 皆生字高嶋屋新田のうち一二五九の三の一部、一二五九の六の一部、一二七一の二の一部、一二七一の三の一部、一二七二の一から一二七二の四まで、一二七三、一二七四の一の一部、一三一六の一部、一三一七の一部、一三一八の一部、一三一八の二の一部、一三一九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 皆生字悪水西新田のうち一三二〇、一三二一の二の一部、一三二一の三の一部、一三二一の五の一部、一三二一の八の一部、一三二二の一部、一三二四の四の一部、一三二四の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 皆生字村新田のうち一三七二の五から一三七二の七までの一部、一三七八の三、一三七九、一三七九の三、一三七九の四、一三七九の六、一三八〇の一の一部、一三八〇の二から一三八〇の四まで、一三八〇の五の一部、一三八〇の六の一部、一三八三の一、一三八三の二の一部、一三八四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 皆生字ウド口沖一四八八の三の一部、一四八八の五の一部 皆生字灘端東新田一七八五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>同上の区域（昭和六十一年七月一日現在の地番による。）</p>			<p>皆生字ウド口のうち七九五の二、七九六の二、七九七、七</p>

小バイ	皆生字小バイのうち八〇〇の二から八〇〇の三まで、八〇一の二から八〇一の三まで、八〇二の三、八〇二の四、八〇三の二、八〇四の二、八〇五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
灘端野浪新田	皆生字灘端野浪新田九一五の二、九一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
西灘端野浪新田	皆生字西灘端野浪新田九一六の二、九一六の二
沖川端	皆生字沖川端一一三の二、一一四の二、一一四の二、一一二の二及びこれらと一体をなす国有地
東雁座	皆生字東雁座一一三の二から一一三の三まで、一一二五の二、一一二六の二、一一二五の三、一一五八の二、一一五八の四、一一五九の三、一一五九の四、一一六五の二、一一六六、一一六七の二、一一六七の三及びこれらと一体をなす国有地
西雁座	皆生字西雁座一一六八の二から一一六八の三まで、一一六九の二から一一六九の三まで、一一六九の五、一一七〇の二、一一七〇の三、一一七〇の四、一一七一の二、一一七一の三、一一七二の二、一一七二の三、一一七三の二、一一七三の三、一一七四の二、一一七四の三、一一七五の二、一一七五の三、一一七六の二から一一七六の三まで、一一七七の二、一一七七の三、一一七八の二、一一七九の二、一一八〇の二、一一八〇の三、一一八一の二、一一八一の三、一一八二の二、一一八三の二及びこれらと一体をなす国有地
ウド口沖	皆生字ウド口沖一五三三の二、一五三三の三、一五三三の四、一五三三の五及びこれらと一体をなす国有地

北砂池	皆生字北砂池のうち一五八四の二から一五八四の三まで、一五八五の二から一五八五の三まで、一五八六の二から一五八六の三まで、一五八七の二から一五八七の三まで、一五八八の二、一五八八の三、一五八九の二から一五八九の三まで、一五九〇の二、一五九三の三、一五九三の四、一五九七の二、一五九八の二、一五九九の二、一六〇〇の二、一六〇一の二、一六〇二の二、一六一七の二、一六一七の三、一六一七の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
灘端東新田	皆生字西灘端野浪新田九一六の六の一部及び九二〇の二、九二五の二、九二六、九二八の二、九二八の四から九二八の六までと一体をなす国有地の一部 皆生字村新田一三七八の三、一三七九、一三七九の三、一三七九の四、一三七九の六、一三八〇の二から一三八〇の四まで、一三八〇の五の一部、一三八〇の六の一部、一三八三の二、一三八三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 皆生字灘端東新田のうち一七八五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
廃止する字の名称	皆生字上野浪新田、皆生字中野浪新田、皆生字下野浪新田、皆生字池口沖、皆生字沖池口、皆生字池口、皆生字沖雁座、皆生字藤九郎新田、皆生字高嶋屋新田、皆生字惠水西新田、皆生字村新田、皆生字砂池沖

鳥取県告示第五百四十七号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定による市営皆生新田地区土地区画整理事業の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域（昭和六十一年十月一日現在の地番による。）

皆生字温泉

皆生字沖雁座一二二一の三の一部、一二二一の四の一部、一二二一の六の一部  
皆生字高嶋屋新田一二五九の三の一部、一二五九の六の一部、一二七一の二の一部、一二七一の三の一部、一二七二の一から一二七二の四まで、一二七三、一二七四の一の一部、一三一六の一部、一三一七の一部、一三八の一の一部、一三一八の二の一部、一三一九及びこれらと一体をなす国有地  
皆生字恵水西新田一三二〇、一三二一の二の一部、一三二一の三の一部、一三二一の五の一部、一三二一の八の一部、一三二二の一部、一三二四の四の一部、一三二四の五の一部及びこれらと一体をなす国有地  
皆生字村新田一三七二の五から一三七二の七までの一部、一三八〇の一部、一三八三の二の一部、一三八四及びこれらと一体をなす国有地  
皆生字中道西灘端の全域  
皆生字温泉のうち一四七三の三、一四七三の四、一四七四の二、一四七六の三、一四七七の三、一四七八の二以外の区域  
皆生字ウドロ沖一四七九の一、一四七九の二、一四八〇の一、一四八〇の二、一四八一の一、一四八一の二、一四八

皆生字灘端東新田

二の一、一四八二の二、一四八三、一四八四の一、一四八四の三、一四八五の一、一四八五の二、一四八五の五、一四八七の一、一四八七の四、一四八八の二から一四八八の六までの一部及びこれらと一体をなす国有地  
皆生字西灘端野浪新田九一六の六の一部及び九二〇の二、九二五の一、九二六、九二八の一、九二八の四から九二八の六までと一体をなす国有地の一部  
皆生字村新田一三七八の三、一三七九、一三七九の三、一三七九の四、一三七九の六、一三八〇の二から一三八〇の四まで、一三八〇の五の一部、一三八〇の六の一部、一三八三の一、一三八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地  
皆生字灘端東新田のうち一七八五の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

皆生字沖雁座、皆生字高嶋屋新田、皆生字恵水西新田、皆生字村新田、皆生字中道西灘端

鳥取県告示第五百四十八号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、シルバードビジネス実態調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和六十二年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

シルバービジネス実態調査実施要領

一 調査目的

この調査は、事業所調査及び団体調査により県内のシルバービジネスの実態と事業所及び業界団体の意向を把握し、多様化かつ高度化する高齢者のニーズに対応したシルバービジネスの健全な育成を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象

1 事業所調査

県内の従業者五人以上の民営の千事業所を対象とする。

2 団体調査

県内の商工会議所、商工会、業種別組合・協会等百団体を対象とする。

三 調査事項

1 事業所調査

- (一) 高齢化社会の現状認識
- (二) 高齢者の雇用に関する考え方
- (三) 福祉に関する考え方
- (四) シルバービジネスの取組状況
- (五) 行政に対する要望

2 団体調査

- (一) 高齢化社会の現状認識
- (二) 福祉に関する考え方
- (三) 会員のシルバービジネスの取組状況
- (四) シルバービジネスについての会員への指導状況

(五) 行政に対する要望

四 調査方法

郵送方式で行う。

五 調査期間

昭和六十二年七月一日から同月十日まで

六 調査結果の公表

この調査の結果は、報告書を作成して公表するものとする。

鳥取県告示第五百四十九号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	図 書		類 別
		題 号	発行 記号等	
2663	雑誌その他 の刊行物	日根染部 季節風通信	H F - T 4	ツリス出版
2664	"	美少女通信 No.2 1	B T - 8 - G	Do 企画
2665	"	スプーン VOL.5	S P - 8 - G	Do 企画
2666	"	タッチ VOL.2 0	T T - 8 - G	Do 企画

2667	"	本番聖女失神 マドンナ	HF TC	Do企画
2668	"	チキリス 感激19才開脚初出走	CS CG	童里夢社
2669	"	チューリップ 女子大生和美と愛子・瀧開競艶!!	HF TG	童里夢社
2670	"	Dorime	DM 8-G	童里夢社
2671	"	「写真探偵団」1月号 増刊MEDIA PRESS	雑誌コ 1144 12-1	三和出版株式会社
2672	"	セクシーアクシオン PantyGals	雑誌 0551 4-9	株式会社サン出版
2673	"	シネマロード 4月号	雑誌 0495 5-4	株式会社サン出版
2674	"	オレシジ通信 7月号	雑誌コ 1021 8-9	株式会社東京三 世社
2675	"	月刊ボダイブレス 7月号	雑誌コ 1181 17-7	白夜書房
2676	"	ムサシ 7月号	雑誌 0850 5-7	株式会社若生出版
2677	"	アクシオンカメラ特別編集 7月号 遊ぶマガジン	雑誌 1152 9-7	ユニマガジン社
2678	"	漫画ラブレター 7月号	雑誌 1865 5-7	朝登倉出版社
2679	"	漫画エロトラブ 7月号	雑誌 1892 9-7	株式会社蒼竜社
2680	"	漫画ラブホニア 7月号	雑誌コ 1183 9-7	株式会社蒼竜社
2681	"	漫画アイドル 7月増刊号 人妻愛のときめき	雑誌コ 1014 54-7 15	辰巳出版株式会社

鳥取県告示第五百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鹿野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）柄杓目地区区画整理）を昭和六十二年六月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十一号

鳥取市が行う土地改良事業に係る良田地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 一 換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和六十二年七月一日から二十日間



三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十二号

国府町が行う土地改良事業に係る山ノ鼻地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の第二四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年七月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字用瀬字ユズノ木谷一〇五六の六、一〇五七の二、字馬洗場一〇五八の二、一〇五九の三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

鳥取県告示第五百五十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

昭和六十二年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字三徳字菅原三の一・字蛇谷頭五二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字片柴字空田一〇六・一〇七・字熊谷三三二の二・字山ノ神三二三(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町北六丁目三五七

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線 八橋線増強工事（ルート変更）

三 立ち入ろうとする土地の区域

倉吉市駄経寺町、米田町、富海、下大江、小鴨、北野、黒見、福光、

横田、下米積、下福田、国府、別所及び上福田並びに東伯郡大栄町大字

下種、大字亀谷、大字妻波及び大字岩坪並びに東伯町大字金屋、大字槻

下、大字中尾、大字三保、大字浦安、大字田越及び大字杉下地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和六十二年六月三十日から昭和六十三年五月三十一日まで

鳥取県告示第五百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定に

より告示する。

昭和六十二年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線 黒坂線鉄塔建替工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市青木及び諏訪並びに西伯郡岸本町坂長、大殿及び長者原地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和六十二年六月三十日から昭和六十三年五月三十一日まで

鳥取県告示第五百五十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三百三条第三項の規定に基づき、米子市長から米子境港都市計画事業皆生新田土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

昭和六十二年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百六十号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十二年七月一日から施行する。

昭和六十二年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の鳥取県信用漁業協同組合連合会の項中

境港支所

に改める。

境港出張所

を

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

昭和六十二年六月三十日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

氏 名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 閱 歴	委 嘱 年 月 日
下 田 三子夫	明四・四・五	鳥取市西町四丁目一五	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長)	自宅 〇八五〇三二六七	広島地方裁判所三次支部検事	昭三・二・七
田 中 蓬 篤	大二・一・七	鳥取市菖蒲四五		自宅 〇八五〇三二五六	鳥取大学教育学部教授	昭四・四・三
福 士 俊 一	大三・二・〇	鳥取市浜坂字高熊一八 四五	鳥取大学農学部教授 鳥取県地方労働委員会委員	大学 〇八五〇六一〇三三 自宅 〇八五〇三一四四九		昭五・三・七
岩 井 登 志 雄	大三・一・三	鳥取市岩倉四六一	鳥取県地方労働委員会委員	自宅 〇八五〇三一七六六	鳥取県企業局次長 鳥取県中小企業団体中央会専務理事	昭六・三・七
高 橋 務	大四・三・二	米子市道笑町二丁目二 四二	公認会計士 税理士 不動産鑑定士	自宅 〇八五〇三一五〇〇		昭五・三・〇
森 田 吉 次 郎	大四・八・五	鳥取市元大工町四	鳥取県地方労働委員会委員	自宅 〇八五〇三一四九六	財団法人鳥取県福祉事業団常務理事	昭六・三・〇
勝 部 可 盛	昭八・三・四	米子市上福原一四五九 一六	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長 代理)	事務所 〇八五〇三一四四九 自宅 〇八五〇三一四〇六		昭四・四・三
直 野 喜 光	昭九・一・三	米子市加茂町一丁目二 二	弁護士	自宅 〇八五〇三一七三三		昭四・四・七
中 森 義 人	大五・八・二	米子市浦津二五三		自宅 〇八五〇七一〇三九	鳥取県労働組合総評議会西部地区 評議会議長	昭四・〇・三
神 波 尚 典	昭三・三・六	東伯郡東郷町大字長和 田五九八一三	鳥取県労働組合総評議会中部地区 評議会議長 鳥取県地方労働委員会委員	地評 〇八五〇六一七四一 自宅 〇八五〇三一三二〇	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動 車支部執行委員長 鳥取県労働組合総評議会事務局長	昭五・三・六
箕 浦 正	昭六・一・〇	倉吉市八幡町三三一 一六	鳥取県現業職員労働組合執行委員 長	組合(鳥取県中部支部) 〇八五〇三一六六九 自宅 〇八五〇三一七五五	鳥取県現業職員労働組合特別執行 委員	昭五・三・七

後藤 健夫	尾上 賢二	山田 篤	石井 信義	平井 五郎	田中 通雄	大木戸 武敏	由谷 武之	鈴木 実	油木 桓志	田中 和夫
昭三・五・三六	昭三・九・三五	昭四・一・二六	昭四・六・三三	昭五・九・二六	昭五・一・三三	昭四・四・二六	大六・七・三三	大九・八・二二	大二・一・二五	大二・九・一〇
米子市尾高一六七五	倉吉市大正町二丁目九	鳥取市浜坂一六九七	鳥取市大覚寺七七―四八	鳥取市湯所町一丁目五六―一二	米子市榎原一四三七	鳥取市立川町六丁目五三四	倉吉市余戸谷町二九九一―一	鳥取市玄好町一〇四	米子市東町一三	八頭郡用瀬町大字安蔵三四三
鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会議長 米子市職員労働組合執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員		鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	全日本労働総同盟鳥取地方同盟書記長 ゼンセン同盟鳥取エフワン労働組合組合長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会議長 鳥取県職員労働組合執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	全水道山陰地区本部米子支部執行委員長	鳥取県中立組合連絡協議会議長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	米子信用金庫専務理事	鳥取信用金庫理事長 鳥取県経営者協会会長 鳥取県地方労働委員会委員
勤務先 〇八五〇・三三―一〇五五 自宅 〇八五〇・三三―一四三三	組合 〇八五〇・三三―一四八二 自宅 〇八五〇・三三―一七六一	地方同盟 〇八五〇・三三―一四八一 自宅 〇八五〇・三三―一六五七	勤務先 〇八五〇・三三―一八三二 自宅 〇八五〇・三三―一〇四〇	市水道局 〇八五〇・三三―一六二二 自宅 〇八五〇・三三―一〇六四	組合(三洋) 〇八五〇・三三―一三四〇 自宅 〇八五〇・三三―一四四四	会社 〇八五〇・三三―一五〇八 自宅 〇八五〇・三三―一三三三	協会 〇八五〇・三三―一八四四 自宅 〇八五〇・三三―一〇〇三	金庫 〇八五〇・三三―一三四四 自宅 〇八五〇・三三―一四三三	金庫 〇八五〇・三三―一三四四 自宅 〇八五〇・三三―一四三三	自宅 〇八五〇・三三―一四二二 自宅 〇八五〇・三三―一三五五
鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会副議長 米子市職員労働組合副執行委員長	全日本労働総同盟鳥取地方同盟書記長 興和紡績労働組合倉吉支部支部長	鳥取県高等学校教職員組合執行委員	全日本労働総同盟鳥取地方同盟執行委員	鳥取県職員労働組合副執行委員長	全水道山陰地区本部米子支部書記長	鳥取県中立組合連絡協議会事務局次長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	ヒシクラ醤油株式会社取締役	日本海新聞取締役論説委員長 鳥取県経営者協会事務局長	米子信用金庫常務理事	鳥取信用金庫常務理事
昭三・三・〇〇	昭四・四・二六	昭三・三・二七	昭三・三・〇〇	昭三・三・二七	昭三・三・二七	昭六・九・三五	昭三・三・二六	昭三・三・二六	昭三・三・〇〇	昭三・四・二六

伊藤 晃	河村 裕雄	荻原 隆通	藤井 俊彦	児嶋 祥悟	村上 博太	藤田 忠義	山住 省二	小林 繁	藤井 敏郎
昭四・三・三	昭三・七・六	昭五・六・六	昭六・七・七	昭六・四・九	昭五・六・六	昭二・三・六	昭二・一・三	大五・七・四	大二・一〇・六
九鳥取市桜谷一九一―五	鳥取市立川町五丁目八〇―九	八頭郡河原町大字袋河原四三七―二	鳥取市浜坂一四〇〇―八	鳥取市美萩野一丁目一三八	米子市上後藤三三八―二	倉吉市福庭五四四―一	八頭郡用瀬町大字用瀬四八八	米子市皆生一六六一―五四	米子市皆生二〇九三
鳥取県地方労働委員会事務局調整課長	鳥取県地方労働委員会事務局審査課長	鳥取県地方労働委員会事務局次長	鳥取県地方労働委員会事務局次長	鳥取瓦斯株式会社常務取締役	米子商工会議所専務理事	神鋼機器工業株式会社取締役総務部長	鳥取商工会議所専務理事	米子機工株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会西部支部副支部長 鳥取県地方労働委員会委員	株式会社山陰放送代表取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員
自宅 〇〇七二―四一三四〇	事務所 〇〇五七―二六七五九 自宅 〇〇五七―三二一五六 事務所 〇〇五〇―八五〇四	事務所 〇〇五七―二六七五九 自宅 〇〇五七―三二一五六	事務所 〇〇五七―二六七五九 自宅 〇〇五七―三二一五六	事務所 〇〇五七―二六七五九 自宅 〇〇五七―三二一五六	自宅 〇〇五七―二六七五九 自宅 〇〇五七―三二一五六	自宅 〇〇五七―二六七五九 自宅 〇〇五七―三二一五六	自宅 〇〇五七―二六七五九 自宅 〇〇五七―三二一五六	自宅 〇〇五七―二六七五九 自宅 〇〇五七―三二一五六	自宅 〇〇五七―二六七五九 自宅 〇〇五七―三二一五六
鳥取県地方労働委員会事務局審査課長補佐	鳥取県企画部企画課企画員	鳥取県地方労働委員会事務局審査課長	鳥取県立厚生病院事務局長	鳥取瓦斯株式会社取締役	米子商工会議所理事兼事務局次長	神鋼機器工業株式会社総務部長	鳥取県国民体育大会事務局次長	株式会社米子鉄工所取締役	株式会社山陰放送代表取締役専務
昭六・二・三	昭六・六・二	昭五・四・三	昭六・六・二	昭五・四・四	昭六・一〇・九	昭四・六・七	昭六・四・一〇	昭四・一・四	昭四・二・六

## 公 告

鳥取保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」といふ。）第7条第1項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

昭和62年 6月30日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 受験対象者  
鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者
- 2 実施期日等

実 施 期 日	時 間	試 験 場 所
昭和62年 8月20日（木）	9時30分から	米子市稚町一丁目160 西部総合事務所講堂
昭和62年 8月28日（金）	”	倉吉市東蔵城町2 中部総合事務所第6会議室
昭和62年 9月16日（水）	”	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁職員会館第2会議室、 第3会議室及び音楽室

（注）受験申込みのときに、受験希望月日を申し出ること。

### 3 試験科目

- (1) 適性試験（視力、聴力及び運動能力）
- (2) 知識試験（鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識）

- (3) 技能試験（猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

### 4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1枚

- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第

6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

### 5 申込み期限

受験をしようとする日の7日前まで

### 6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許手数料3,200円（受験の日には狩猟免許を受けており、これと異なる種の免許を受けようとする者にあつては、2,300円）

### (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

### 7 携行品

受験票及び筆記用具



8 その他  
 詳細については、鳥取県農林水産部造林課（電話0857-26-7305）又は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、昭和62年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

昭和62年6月30日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験の時間

試 験 科 目	試 験 の 時 間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項 （基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	午前10時から 正午まで

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和62年7月31日（金）
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県職員会館第2会議室

3 受験手続

次の書類を最寄りの土木事務所提出すること。

- (1) 受験願書

(2) 履歴書  
 受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを願書に添付すること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 5,400円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に  
 はり付けること。

5 受験願書の提出期間

昭和62年7月6日（月）から同月15日（水）まで（郵送の場合は、昭和62年7月15日（水）までの消印のあるものは、有効とする）。

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

7 不明な点は、最寄りの土木事務所にお問い合わせること。